

公 告

小牧市第3老人福祉センター喫茶室等運営事業者者募集について、次のとおり募集に付します。

令和5年2月1日

小牧市長 山下 史守朗

1 募集目的

小牧市は、高齢者の健康増進や教養の向上を図るため、既存の老人福祉センター2施設の地域バランスを踏まえ、市内3か所目となる老人福祉センターとして小牧市第3老人福祉センターを整備中であり、施設内に喫茶室及び売店（以下「喫茶室等」という。）のスペースを設けています。

これに伴い、本市が提示する条件を満たし老人福祉センターにふさわしい喫茶室等の事業者を募集します。

2 喫茶室等の概要

- (1) 所在地 小牧市大字久保一色954番地1
小牧市第3老人福祉センターの一部
- (2) 施設概要 面積 88.98㎡ 内訳
- | | |
|------|--------|
| 喫茶室 | 42.55㎡ |
| 売店 | 21.34㎡ |
| 厨房 | 14.10㎡ |
| 風除室 | 6.24㎡ |
| WC 1 | 4.75㎡ |
- (3) 座席数 28席（テラス席4席含む）

※施設平面図は別図1のとおり

3 運営条件

- (1) 喫茶室等の使用許可の趣旨及び当喫茶室等の立地の特性を理解し、営業を維持できる能力を有するもの。
- (2) 良質で安全な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力を有するもの。
- (3) ごみの分別、処理及びリサイクルを徹底し、環境対策に努めること。
- (4) メニュー及び価格については、市と協議すること。
- (5) 健康に配慮するためメニュー表にはカロリー表示すること。
- (6) 各月の収支報告を翌月までに地域包括ケア推進課へ提出すること。
- (7) その他市からの指示に対し、十分な対応ができること。

4 使用期間

(1) 令和5年6月1日から令和9年3月31日までとします（現時点での予定となります。）。

ただし、市及び事業者双方が合意した事項に異議がない場合は、さらに1年毎に継続するものとし、以降同様とします。

(2) 事業者の都合及び期間満了により退去しようとするときは、その6ヶ月以前に文書により市に申し出るとともに、その指示に従うこととします。また、退去の際は、退去日までに出店前の状況に復帰させるものとします。

ただし、市が同意した場合はこの限りではありません。

5 経費負担

(1) 施設使用料

営利法人及び個人（株式会社、有限会社等）

40,244円/月及び売店スペースに事業者が設置する棚等の専有面積分の使用料（1平米あたり約2,854円/月）

非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）、公共的団体及び障害者支援団体等の福祉団体

免除

ただし、自動販売機を設置する場合は、1台あたり1,200円/月とする。

(2) 光熱水費（電気、ガス、上下水道）

小牧市が個別に設置した計量器の使用量に応じて、事業者が光熱水費を負担します。自動販売機を設置する場合は、自動販売機の使用量に応じた電気使用料金を負担します。

※【電気使用料金】

（小牧市契約従量＋燃料調整費＋再生可能エネルギー発電促進賦課金）
×使用量

【上下水道使用料金】

（小牧市水道事業が定める50^{mm}口径超過料金単価のうち最高料の単価）
×使用量

(3) 電話料

必要であれば事業者の負担で電話回線引込工事を行ったうえで電話機を設置し、使用料も事業者が負担します。

(4) ごみ類処理費用

喫茶室等にて発生したごみ類は、事業者が処理とその費用を負担します。

※小牧市第3老人福祉センターのごみ置き場には搬出できません。

(5) 従業員駐車場

事業者において民間駐車場を別途確保していただきます。

※施設利用者駐車場は使用できません。

- (6) 食品衛生等関係官庁への手続きについては、事業者が行うこととします。

6 設備、喫茶室等の維持管理、使用上の制限

- (1) 喫茶室等における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生上の問題等（害虫駆除含む。）については、直ちに第3老人福祉センターの指定管理者に報告の上、全て事業者の負担と責任において対処してください。また、従業員の検便等については事業者の責任において適宜実施し、従業員の健康管理に努めてください。
- (2) 喫茶室等については、常に清潔な状態を保持してください。
- (3) 当該施設の修理又は改装を要するときは、事前に市に協議するものとし、費用負担は、事業者が営業の用に供する部分の修理については事業者の負担とします。
- (4) 備付の厨房設備については無料で使用できるものとします（別表1を参考のこと）。
- ただし、別途電気器具の持ち込みを希望する場合は、事前に市と協議し許可を得たもののみ使用可能とします。
- (5) 事業者の出店の権利譲渡は認めません。
- (6) 市が貸与する設備や備品以外で喫茶室等の運営に必要な設備等については、事業者が用意してください（別表2を参考のこと）。
- (7) 食品等の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、小牧市第3老人福祉センターの指定管理者の指示に従ってください。
- (8) 事業者が希望する場合は、別途協議のうえ、喫茶室等を含む施設内に最大3台まで自動販売機を設置することができるものとします。
- (9) その他運営に必要な消耗品・備品・什器等は、事業者が用意してください。

7 営業開始日及び開館日等

- (1) 営業開始日については、令和5年6月1日を予定していますが、工事の進捗によっては変更となる場合があります。なお、営業を行うための準備期間を設けますので、詳細が決まり次第連絡します。
- (2) 原則として小牧市第3老人福祉センターの開館日及び開館時間に準ずることとします。

- ①開館時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分まで
※浴室は、午前10時から午後3時30分まで
土曜日及び第3日曜日 午前9時から午後8時まで
※浴室は、午前10時から午後7時まで

(注) 開館時間は、指定管理者が特に必要と認める場合は、市の承認を得て変更することができます。

②休館日 日曜日(第3日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(敬老の日を除く。)、年末年始(12月28日から1月4日)

8 サービス形態等

(1) 食事、軽食及び喫茶の提供並びに食品、飲料、雑貨等の販売(アルコールの提供は不可)。

※談話スペース及び浴室待合に飲料用自販機を設置する予定です。

(2) 喫茶室等で販売する飲食物の種類及び価格等については、市と協議するものとします。

(3) 喫茶室等を含む施設内は全面禁煙とします。

9 応募資格

(1) レストラン、食堂、喫茶店その他の飲食店を営業している者又は非営利法人、公共的団体、障害者支援団体等の福祉団体

(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、小牧市第3老人福祉センターにおいて喫茶室等の営業に必要な営業許可が受けられる見込みがある者

(3) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し等の処分を過去3年間受けていない者

(4) 国税及び地方税(納期到来分に限る。)を完納している者

(5) 業務に起因する全ての事故及び苦情に対し、自らの責任において速やかに対応することができ、かつ相応の補償能力がある者

(6) 小牧市暴力団排除条例(平成24年小牧市条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していない者

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

10 提出書類

必要書類一覧

	必要書類	備考
(1)	運営事業者特定申請書（別記様式）	1部
(2)	住民票の写し（法人の場合は登記簿謄本）	3ヶ月以内のもの 1部
(3)	納期の到来した直近の国税及び地方税の納税証明書	①～③ 各1部
	① 国税について a 法人…「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 b 個人…「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書	所管税務署が発行する納税証明書 3ヶ月以内のもの 1部 (その3の3 未納のないことの証明) (その3の2 未納のないことの証明)
	② 愛知県税について a 法人…「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」、「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書 b 個人…「個人事業税」、「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書	県税事務所が発行する納税証明書 3ヶ月以内のもの 1部 (未納の税額がないこと用)
	③ 市町村税について a 法人…「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」の納税証明書 b 個人…「普通徴収（特別徴収）市県民税」、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」の納税証明書	当該市町村が発行する納税証明書 3ヶ月以内のもの 1部
(4)	食品営業許可書（飲食店営業許可書等）の写し	許可期間内に申込日が含まれているもの 1部

(5)	①運営事業計画書	※「運営事業計画書の記載方法」により作成 10部
	○喫茶室利用者向けのメニュー ※喫茶室で提供予定のメニューを A4サイズ1枚にまとめてください。 (金額入り)	様式は自由。文字数の制限はありません。 10部
(6)	会社(事業所)概要	10部
(7)	現在、営業中の店舗にて提供しているメニューの写真、価格(5枚以内)	10部
(8)	その他、会社PR用パンフレット等	10部

※(1)～(4)は各1部、(5)～(8)は各10部提出

※提出書類は返却いたしません。

11 書類の提出

喫茶室等運営を希望する者は、次により運営事業者特定申請書(別記様式)等提出書類を提出しなければなりません。なお、期限までに提出しない者は、本選定に参加することができません。

(1) 募集要項等配布期間

令和5年2月1日(水)～令和5年2月27日(月)

※募集要項等は市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 提出方法及び提出場所

令和5年2月16日(木)～令和5年2月27日(月)

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分

土・日・祝休日は除く

小牧市ホームページに掲載されている運営事業者特定申請書(別記様式)等提出書類に必要事項を記載し、福祉部地域包括ケア推進課長寿福祉係(小牧市役所本庁舎1階)まで持参してください。なお、郵送、電話、ファックス及びインターネット等による受付はいたしません。

12 質問及び回答

募集要項の内容等に対する質問及び回答は次により行います。

(1) 質問受付期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月10日(金)

午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分

土・日・祝休日は除く

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、文書により直接福祉部地域包括ケア推進課長寿福祉係(小牧市役所本庁舎1階)まで持参して提出してください。なお、上記以外で

の質問は一切受付しません。

(3) 回答日

令和5年2月15日(水)に小牧市ホームページに掲載し、公表します。

13 選考

令和5年3月中旬開催予定の小牧市第3老人福祉センター喫茶室等運営事業者選定プロポーザル審査委員会により選考するものとし、その結果についての異議申立は受け付けないものとします。

選考は運営事業者特定申請書等の書類審査及び内容の聴取等(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施します。なお、提出者が1者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行いますが、審査の結果、その評価が一定の基準を満たさなかった場合は、契約候補者として特定しません。

14 選考結果発表

選考結果は、運営事業者特定申請書(別記様式)等提出書類を提出した者全員に書面で通知します。審査内容については、評価基準採点の総点数のみ公表するものとします。

15 受付・問合せ先

小牧市役所本庁舎1階 福祉部地域包括ケア推進課長寿福祉係
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
電話 0568-76-1193(直通)

※午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分まで

土・日・祝休日は受付できません。